「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正

平成 29 年 12 月 21 日 (下線部分変更箇所)

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 投資信託財産の評価及び計理等に関する規則 | 投資信託財産の評価及び計理等に関する規則 |
| 第1条 ~ 第41条 (略) | 第1条 ~ 第41条 (同 左) |
| (財形給付金ファンドの決算時における計理処理) 第42条 財形給付金ファンドの決算処理においては、第55条第1項第1号及び 第 <u>58</u> 条第1項第1号の規定にかかわらず、当該投資信託の組入債券の評価換 えによる帳簿価額の訂正は行わないものとする。 | (財形給付金ファンドの決算時における計理処理) 第42条 財形給付金ファンドの決算処理においては、第55条第1項第1号及び 第 <u>57</u> 条第1項第1号の規定にかかわらず、当該投資信託の組入債券の評価換 えによる帳簿価額の訂正は行わないものとする。 |
| 2~第53条 (略) | 2~第53条 (同 左) |
| 第5編 収益分配等に当たっての計理処理 | 第5編 収益分配等に当たっての計理処理 |
| (単位型投資信託の収益の分配等) | (単位型投資信託の収益の分配等) |
| 第54条 (略) | 第54条 (同 左) |
| (追加型投資信託の収益の分配等の処理) 第55条 追加型投資信託(第 58 条に規定する公社債投信及び上場投資信託を除 | (追加型投資信託の収益の分配等の処理) 第55条 追加型投資信託(第 57 条に規定する公社債投信及び上場投資信託を除 |
| く。以下この条及び <u>第57条</u> において同じ。)の収益の分配等の処理は、次に定めるところにより行うものとする。 | く。以下この条及び <u>次条</u> において同じ。)の収益の分配等の処理は、次に定めるところにより行うものとする。 |
| (1) 計算期末において、当該信託財産の組入資産を第2編の規定に基づき算 | (1) 計算期末において、当該信託財産の組入資産を第2編の規定に基づき算 |

旧

出した額に評価換えし、当該資産の帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、有価証券評価益(割引債については、当該計算期間中に発生した未収利息相当額を控除した額とする。以下本条に規定する有価証券評価損について同じ。)は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売買損に、先物取引等評価益(スワップ取引については、取得時(取得後利息清算を行ったものは、直近の利息清算日とする。)から評価換え時までの利息相当額を、受取スワップ金利については未収利息を控除した額、支払スワップ金利については未払利息を加算した額とする。以下この条に規定する先物取引等評価損並びに第58条第1項第3号に規定する先物取引等評価益及び先物取引等評価損について同じ。)は先物取引等取引益に、先物取引等評価損は先物取引等取引損にそれぞれ加算するものとする。

 $(2) \sim 2 \tag{略}$

(上場投資信託の収益分配の処理)

- 第56条 上場投資信託の収益分配の処理は、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 計算期末において、当該信託財産の組入資産を第2編の規定に基づき算出した額に評価換えし、当該資産の帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、有価証券評価益は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売買損に、先物取引等評価益は先物取引等取引益に、先物取引等評価損は先物取引等取引損にそれぞれ加算するものとする。
- (2) 計算期末において、評価損益調整勘定に計上された金額のうち有価証券 評価損益に係る金額は有価証券売買損益に、先物取引等評価損益に係る金 額は先物取引等取引損益にそれぞれ振替えるものとする。

出した額に評価換えし、当該資産の帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、有価証券評価益(割引債については、当該計算期間中に発生した未収利息相当額を控除した額とする。以下本条に規定する有価証券評価損について同じ。)は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売買損に、先物取引等評価益(スワップ取引については、取得時(取得後利息清算を行ったものは、直近の利息清算日とする。)から評価換え時までの利息相当額を、受取スワップ金利については未収利息を控除した額、支払スワップ金利については未払利息を加算した額とする。以下この条に規定する先物取引等評価損並びに第57条第1項第3号に規定する先物取引等評価益及び先物取引等評価損について同じ。)は先物取引等取引益に、先物取引等評価損は先物取引等取引損にそれぞれ加算するものとする。

 $(2) \sim 2$ (同 左)

<u>(第63条から移動)</u>

| 新 | 旧 |
|---|--------------------------------------|
| (3)経費は、配当等収益及び分配準備積立金から控除するものとする。 | |
| なお、控除しきれない経費は、分配準備積立金の負数として次期に繰り越 | |
| <u>すものとする。</u> | |
| (4) 経費を控除し、前期から繰り越された分配準備積立金の負数額を補てん | |
| した後の配当等収益は、全額分配することができるものとする。なお、当 | |
| 該金額の一部又は全部を信託財産中に留保し、分配準備積立金に計上して | |
| 翌期に繰り越すことができるものとする。 | |
| (5) 有価証券売買益、先物取引等取引益、交換(解約) 差益金及び追加信託 | |
| 差益金の合計額から、有価証券売買損、先物取引等取引損、交換(解約) | |
| 差損金及び追加信託差損金の合計額を控除した金額が、正数の場合は当該 | |
| 金額を繰越利益金として、負数の場合は当該金額を繰越欠損金として翌期 | |
| に繰り越すものとする。 | |
| (6) 前期から繰り越された分配準備積立金は、経費を補てんした後、その残 | |
| 額を分配することができるものとする。 | |
| (7) 収益分配金の計算は、細則で定める上場投資信託収益分配金計算書によ | |
| <u>り行うものとする。</u> | |
| <u>*細則第15条</u> | |
| | |
| (追加型投資信託の追加信託金等の処理) | (追加型投資信託の追加信託金等の処理) |
| 第 <u>57</u> 条 追加型投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理は、細則に定める | 第56条 追加型投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理は、細則に定める |
| ところにより行うものとする。 | ところにより行うものとする。 |
| (町各) | (同 左) |
| (追加型公社債投資信託の収益の分配等の処理) | (追加型公社債投資信託の収益の分配等の処理) |

第58条 公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託に係る収益の分配 第57条 公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託に係る収益の分配

新

は、次の各号に定める方法により行うものとする。

(略)

(追加型公社債投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理)

第59条 追加型公社債投資信託の追加信託金は、決算日の翌日に、次の各号に 掲げる場合について当該各号に定める方法により処理するものとする。

(略)

(ファミリーファンドの収益分配の処理)

第<u>60</u>条 親投資信託の受益証券に投資運用することとされている単位型投資信託(以下「単位型子ファンド」という。)、追加型投資信託(上場投資信託を除き、以下「追加型子ファンド」という。)及び上場投資信託(以下「上場投資信託子ファンド」という。)の収益分配の処理は、次に掲げるところにより行うものとする。

なお、収益分配金及び信託報酬の処理は、単位型子ファンド<u>、</u>追加型子ファンド**又は上場投資信託子ファンド**において行うものとする。

- (1) 第54条の規定は、単位型子ファンドにおける収益の分配の処理について 準用する。この場合において、同条中「単位型投資信託」とあるのを「単位型子ファンド」と読み替えるものとする。
- (2) 第55条の規定は、追加型子ファンドにおける収益の分配の処理について 準用する。この場合において、同条中「追加型投資信託(第<u>58</u>条に規定す る公社債投信及び上場投資信託を除く。以下この条及び<u>第57条</u>において同 じ。)」とあるのを「追加型子ファンド」と読み替えるものとする。
- (3) 第56条の規定は、上場投資信託子ファンドにおける収益の分配の処理について準用する。この場合において、同条中「上場投資信託」とあるのを

旧

は、次の各号に定める方法により行うものとする。

(同 左)

(追加型公社債投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理)

第58条 追加型公社債投資信託の追加信託金は、決算日の翌日に、次の各号に 掲げる場合について当該各号に定める方法により処理するものとする。

(同 左)

(ファミリーファンドの収益分配の処理)

第<u>59</u>条 親投資信託の受益証券に投資運用することとされている単位型投資信託(以下「単位型子ファンド」という。) <u>及び</u>追加型投資信託(以下「追加型子ファンド」という。) の収益分配の処理は、次に掲げるところにより行うものとする。

なお、収益分配金及び信託報酬の処理は、単位型子ファンド<u>又は</u>追加型子ファンドにおいて行うものとする。

- (1) 第54条の規定は、単位型子ファンドにおける収益の分配の処理について 準用する。この場合において、同条中「単位型投資信託」とあるのを「単位型子ファンド」と読み替えるものとする。
- (2) 第55条の規定は、追加型子ファンドにおける収益の分配の処理について 準用する。この場合において、同条中「追加型投資信託(第57条に規定す る公社債投信及び上場投資信託を除く。以下この条及び<u>次条</u>において同 じ。)」とあるのを「追加型子ファンド」と読み替えるものとする。

(新 設)

| | 新 | | 旧 |
|---|--|------------------|---|
| 「上場投資信託子ファンド」と | 読み替えるものとする。 | | |
| 2 | (理各) | 2 | (同 左) |
| · · - · · · · · · · · · · · · · · · · | 及び一部解約金の処理等) 産の一部解約によって生じた解約差金は、 してそれぞれ損失又は利益として処理する | 第 <u>60</u> 条 単位 | -ファンドの追加信託金及び一部解約金の処理等) 立型子ファンドの信託財産の一部解約によって生じた解約差金は、 全又は解約差益金に区分してそれぞれ損失又は利益として処理する。。 |
| | ンドの追加信託金及び一部解約金の処理にて、同条中「追加型投資信託」とあるのを「追いとする。 | ついて準用 | 対規定は、追加型子ファンドの追加信託金及び一部解約金の処理に引する。この場合において、同条中「追加型投資信託」とあるのを「追いンド」と読み替えるものとする。 |
| 3 | (略) | 3 | (同 左) |
| (計算期間の末日における親投資信託の組入れ有価証券等の評価) 第 <u>62</u> 条 親投資信託は、当該投資信託の計算期間の末日において当該親投資信 託の組入資産を第2編の規定に基づき算出された額に評価換えするものとす る。 | | 第 <u>61</u> 条 親挑 |)末日における親投資信託の組入れ有価証券等の評価) と資信託は、当該投資信託の計算期間の末日において当該親投資信 経産を第2編の規定に基づき算出された額に評価換えするものとす |
| 2 | (四各) | 2 | (同 左) |
| (ファミリーファンドの当期損益金 第 <u>63</u> 条 単位型子ファンドの当期損 り計算するものとする。 | の計算) 益金は、次のイ及びロに定めるところによ | | -ファンドの当期損益金の計算) 近型子ファンドの当期損益金は、次のイ及びロに定めるところによ oのとする。 |

| tion. | | |
|-------------------|--------------------------------------|--|
| 新 | 旧 | |
| (略) | (同 左) | |
| | | |
| | | |
| /hhr=a.kt -th=sil | | |
| <u>(第56条へ移動)</u> | _(上場投資信託の収益分配の処理)_ | |
| | 第63条 上場投資信託の収益分配の処理は、次に定めるところにより行うもの | |
| | <u>とする。</u> | |
| | (1) 計算期末において、当該信託財産の組入資産を第2編の規定に基づき算 | |
| | 出した額に評価換えし、当該資産の帳簿価額を当該評価額に訂正するとと | |
| | もに、有価証券評価益は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売 | |
| | 買損に、先物取引等評価益は先物取引等取引益に、先物取引等評価損は先 | |
| | | |
| | 物取引等取引損にそれぞれ加算するものとする。 | |
| | (2) 計算期末において、評価損益調整勘定に計上された金額のうち有価証券 | |
| | 評価損益に係る金額は有価証券売買損益に、先物取引等評価損益に係る金 | |
| | 額は先物取引等取引損益にそれぞれ振替えるものとする。 | |
| | (3) 経費は、配当等収益及び分配準備積立金から控除するものとする。 | |
| | なお、控除しきれない経費は、分配準備積立金の負数として次期に繰り越 | |
| | すものとする。 | |
| | | |
| | した後の配当等収益は、全額分配することができるものとする。なお、当 | |
| | 該金額の一部又は全部を信託財産中に留保し、分配準備積立金に計上して | |
| | 翌期に繰り越すことができるものとする。 | |
| | (5) 有価証券売買益、先物取引等取引益、交換(解約)差益金及び追加信託 | |
| | 差益金の合計額から、有価証券売買損、先物取引等取引損、交換(解約) | |
| | | |
| | 差損金及び追加信託差損金の合計額を控除した金額が、正数の場合は当該 | |
| | 金額を繰越利益金として、負数の場合は当該金額を繰越欠損金として翌期 | |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| | に繰り越すものとする。 (6) 前期から繰り越された分配準備積立金は、経費を補てんした後、その残額を分配することができるものとする。 (7) 収益分配金の計算は、細則で定める上場投資信託収益分配金計算書により行うものとする。 *細則第15条 |
| (以下略) | (同 左) |
| <u>附</u> 則 この改正は、平成29年12月21日から実施する。 | |